

口座解約 Web 利用規定

本利用規定(以下「本規定」といいます。)は、株式会社十八親和銀行(以下「当行」といいます。)が提供する Web サービス「口座解約 Web」(以下「本サービス」といいます。)のご利用条件等を定めるものです。本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえでお客さまご自身の責任においてご利用ください。

第 1 条(サービス内容)

1. 本サービスは、お客さまがスマートフォン等で当行所定のお客さま情報を入力し当行に送信する方法により、口座解約の申込みがおこなえるサービスです。
2. 本サービスの利用対象者は、当行所定の条件を満たし、かつ当行が適当と認めた、個人のお客さまに限ります。
3. 本サービスを利用できるスマートフォン等は、当行所定の機種に限ります。ご利用環境については当行ホームページ等でご確認ください。
4. 本サービスは無料でご利用いただけますが、本サービス利用時に発生する通信料はお客さまのご負担となります。

第 2 条(サービス利用可能時間)

1. 本サービスの利用可能時間は、本サービス所定の時間内とします。ただし、この時間についてはお客さまに対する事前の通知なく変更することがあります。

第 3 条(対象口座)

1. 本サービスで口座解約の受付が可能な対象口座は普通預金口座および貯蓄預金口座に限ります。

第 4 条(本サービスの権利帰属、利用範囲等)

1. 本サービスの著作権その他の各知的財産権(以下「著作権等」といいます。)は、当行に帰属します。
2. お客さまは、個人で利用する場合に限り、本サービスを利用することができます。個人的利用を越えて、営利目的および第三者の権利を侵害する等の目的のために利用することはできません。

3. 当行は、お客さまによる本サービスのプログラムおよび本サービスに付帯する情報の転載・複製・転送・改変・リバースエンジニアリングまたはこれらに類する行為を禁止します。
4. 当行から請求があった場合、お客さまはすみやかに本サービスの利用を停止するものとします。

第5条(免責事項)

1. お申込みから解約完了までの間に、当行での手続きが完了しなかったことによりお客さまに損害が発生することがあっても、当行は責任を負いません。
2. 本サービスのご利用に関して、作動に係る不具合(表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能、情報漏洩等)、スマートフォン等に与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できないことにより被る不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
3. 前1、2項のほか、以下の事由により、本サービスが利用できなかった場合には、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - ① 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等、やむをえない事由があったとき
 - ② 当行または金融機関等の共同利用システムの運営体が相当の安全措置を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - ③ 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合

第6条(本サービス等の内容変更等)

1. 当行は、本サービスおよび本規定の内容を変更、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。
2. 当行が本サービスの内容の全部または一部を変更または改良(以下「アップグレード」といいます。)した場合に、お客さまのスマートフォンの設定その他のご利用環境によっては、アップグレード後の本サービスがご利用になれない場合があります。

第7条(個人情報の取扱い)

1. 当行は個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)に基づ

き、「個人情報保護宣言」のとおり、お客さまの個人情報を適切に取扱います。

第 8 条(注意事項)

1. 本サービスを利用されるスマートフォン等は、紛失・盗難等に遭わないようにお客さま自身の責任において厳重に管理してください。
2. 本サービスを利用したスマートフォン等がコンピューターウィルスや不正プログラムに感染しないよう、セキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策をおすすめします。

第 9 条(その他)

1. 本サービスに基づく諸取引の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には長崎地方裁判所を管轄裁判所とします。

以 上
(2024 年 8 月 29 日現在)

口座解約 Web からの口座解約申込に関する特約事項

第 1 条(特約の適用範囲等)

1. この特約は、「口座解約 Web」(以下「本サービス」といいます。)から解約申込する 株式会社十八親和銀行(以下「当行」といいます。)の普通預金口座、貯蓄預金口座に適用される事項を定めるものです。
2. この特約は、「普通預金規定」「貯蓄預金規定」(以下「各種預金規定※」)といえます。)の一部を構成するとともに各種預金規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定が適用されるものとします。
3. この特約において使用される語句は、この特約において定義されるもののほかは各種預金規定に従います。

※普通預金規定

https://www.18shinwabank.co.jp/pdf/yakkan/sougoukouza_futsuu.pdf

※貯蓄預金規定

https://www.18shinwabank.co.jp/pdf/yakkan/tyochiku_yokin.pdf

第 2 条(お申込みの条件)

1. 本サービスは日本国内に居住する個人のお客さまがお申込みいただけます。ただし、当行が認める場合を除き、次の各項に該当する場合は本サービスからはお申込みいただけません。
 - ① 各種預金規定に定める「未利用口座管理手数料条項」の対象に合致しない方
 - ② 屋号入りの個人事業主口座
 - ③ 当行にお届けの氏名・生年月日とお手続きに際し入力された氏名・生年月日が相違する方
 - ④ 成年後見人制度をご利用の方
 - ⑤ 年齢が 18 歳未満の方
 - ⑥ 外国政府等において重要な公的地位にある方またはあった方とご家族
 - ⑦ その他当行が解約禁止の制限をかけている口座

第 3 条(口座の解約)

1. 本サービスからお客さまがスマートフォン等による解約申込を行う場合は、当行宛に対象口座の支店番号、科目、口座番号、カナ氏名、生年月日およびキャッシュカード暗証番号等(以下、「所定事項」)を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。
2. お客さまが当行に伝達した所定事項が、当行に登録されている所定事項と各々一致した場合には、当行は、お客さまからの対象口座解約の申込があったものとみなし解約手続を行います。
3. 本サービスからお客さまが複数回申込操作をされた場合は、最初に受け付けた申請を優先し、それ以降の申請は無効とします。
4. 口座の解約申込受付が正常に終了した場合、ご入力いただいたメールアドレスに受付完了のお知らせを通知します。なお、申込受付後、解約手続き完了まで2カ月前後かかる場合がございます。解約手続きが完了した時点で、当該口座は利用できなくなります。
5. 当該口座に付随する取引(当該口座を指定口座とする口座振替、クレジットカード・デビットカード契約、当該口座を代表口座とするインターネットバンキング契約等)がある場合、当該サービスもあわせて解約いたします。
6. 当該口座を給与振込など振込指定口座としている場合、口座解約後はお受け取りいただくことができません。
7. 口座解約後の口座復活はできません。
8. 本サービスでは口座解約に伴う計算書および解約金振込における領収書は発行いたしません。
9. 解約元利金については、当行の本人同一名義の別口座へ振替、または他金融機関の本人同一名義口座へ振込いたします。
10. 解約元利金を当行の本人同一名義の別口座もしくは他行口座へ振込む場合、振込手数料は免除します。
11. 振込先の金融機関名・支店名・科目・口座番号・口座名義が相違していた場合は、受付できません。また、解約完了後に解約元利金の振込が不成立となる場合がございます。その場合は電話、電子メール等にてお客さまに通知します。

第4条(通知等)

1. 当行に届出の氏名、住所、およびご入力いただいたメールアドレスにあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

2. 当行に届出の氏名、住所にあてて当行が通知または発送した送付書類が未着として当行に返戻された場合、当行は通知または発送を中止します。また、返戻された送付物に関し、当行は保管責任を負いません。

第5条(本特約の内容変更等)

1. 当行は、この特約の内容を変更、中止または廃止する場合があります。この場合には、当行は変更日および変更内容等を当行のホームページへ掲載する等、当行所定の方法により告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

以 上
(2024 年 8 月 29 日現在)